

## 第4編 給与・福利厚生

### 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団役員等の報酬等に関する規程

(平成19年10月1日規程第36号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の理事、監事、評議員および外部委員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額については、別表のとおりとする。

- 2 特定職員の常勤役員等の報酬については、練馬区退職職員の公益的法人等への再就職に関する基準の規定に基づき支給する。
- 3 練馬区に勤務する者および事業団の職員については、報酬を支給しない。
- 4 報酬の支給方法については、事業団職員の例による。

(賞与等)

第3条 常勤の役員に対する賞与および通勤手当(以下「賞与等」という。)の額については、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団給与規程(平成4年10月規程第14号。以下「給与規程」という。)に定める事業団職員の例による。

- 2 特定職員の常勤役員等の賞与等については、練馬区退職職員の公益的法人等への再就職に関する基準の規定に基づき支給する。
- 3 賞与等の支給方法については、事業団職員の例による。

(旅費)

第4条 常勤の役員に対する旅費については、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団職員旅費規程(平成4年10月規程第17号)に定める事業団職員の例による。

(勤務時間その他の勤務要件)

第5条 常勤の役員の勤務時間等については、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団職員就業規則(平成22年3月26日規程第39号)に定める勤務時間、休憩、休日および安全衛生の例による。

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団役員等の報酬等に関する規程(平成4年10月規程第13号)は、廃止する。

付 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、外部委員の報酬等については平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

役員等	報酬額
理事長（常勤）	（月額）給与規程に定める経験給、役割給（7 等級とする。）および職務手当の合算額
常務理事（常勤）	（月額）給与規程に定める経験給、役割給（7 等級とする。）および職務手当の合算額
理事	（日額）15,000 円
監事	（日額）15,000 円。ただし、決算監査の実施については、100,000 円とする。
評議員	（日額）10,000 円
外部委員	（日額）10,000 円